

# 仕 様 書

## 第 1 件名

地域資源発掘型プログラム事業「神津島樹木ツアーの開発 ～神秘の樹木と共に～」実施委託

## 第 2 目的

神津島の年間の観光客数はマリインレジャーを中心とした夏季シーズンに集中し、観光客の分散化とともに、春・秋の観光需要の掘り起こしが課題となっている。また、島は富士箱根伊豆国立公園に属しており観光資源に溢れ、島民の暮らしは樹木を中心とした自然と密接にかかわっているが、樹木の価値や文化を旅行者に伝えられていない。

本事業では、閑散期の来島及び観光消費を促すため及び島の観光資源の有効活用のための観光コンテンツの開発の一環として、他地域の事例も参考にしながら観光素材として利用出来る神津島の豊かな樹木等の観光資源を発掘し、それらの歴史や文化の調査を行う。そして、調査をもとに旅行者に島内の樹木を中心とした観光資源の価値や歴史、文化等の魅力を伝える着地型体験ツアーを有識者の意見も踏まえながら造成すると共に事業の広報を行う。また、次年度に向けて樹木を利用した特産品やグッズ開発の検討を進める。

なお、本事業は、特定非営利活動法人神津島観光協会、フルアース、丸一建材（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第 3 契約期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日まで

## 第 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

## 第 5 事業実施スケジュール(予定)

スケジュールは下記を想定しているが、履行開始後 2 週間以内に採用された企画を踏まえたスケジュールを提出すること。

令和 6 年 3 月	連携協議会の発足（毎月 1 回程度開催）
3～6 月	島内の観光資源に関する情報収集・ヒアリング 他地域の情報収集・情報、意見交換会 有識者を招いたモニターツアーの企画
6 月下旬～7 月中旬	モニターツアー実施・有識者からのフィードバック
7～1 0 月	P R 媒体の制作・広報 課題整理・次年度以降に向けた着地型ツアー造成・報告書作成

## 第 6 委託内容

- 1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、着地型旅行の神津島樹木ツアー（以下「着地型ツアー」という。）等について検討をしていく。なお、協議会は令和6年3月に発足（予定）し、月1回を目途に実施（予定）する。また、協議会はオンラインでの実施も可とする。

受託者は、協議会開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理、資料の作成、事業の進捗状況、今後の予定等の確認及び各種調整を行い、協議会実施の前日までに、協議会の次第及び資料を財団及び企画提案者に提出すること。必要に応じて、協議会の進め方、事業の進捗及び今後の予定等について財団及び企画提案者と打合せを行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を財団及び企画提案者に提出すること。

## 2 情報収集・情報、意見交換会

以下の（1）から（4）の通り、着地型ツアー造成に向けて情報収集及び着地型ツアーの方向性の検討を行うこと。特に（1）について重点的に実施し、当該地域に眠る観光資源や観光資源に関するストーリーを深掘して着地型ツアーに反映できるようにすること。

### （1）島内の観光資源に関する情報収集・ヒアリング・選定

島内の樹木、古木を中心とした観光資源を発掘し、資源の歴史や文化、島民との関係性等について情報収集や島民にヒアリングを行うと共に、着地型ツアーに活用できる観光資源を選定すること。実施する際は以下の事項について留意すること。

- ア 財団及び企画提案者の意向も踏まえ、歴史的価値のある古木や島の文化と係るような樹木等歴史、文化、自然が作り出す島の風土を旅行者に伝えることが出来る観光資源を選定すること。
- イ 情報収集を行う際は、必要に応じて文献調査や公的機関のホームページの確認等を通してファクトチェックを行うこと。
- ウ 島民へのヒアリングを行う際は財団及び企画提案者の意向を踏まえて対象者を決定すること。決定後の対象者との調整は受託者が行うこと。
- エ 必要に応じて、島内の資料の収集や整理を行うこと。
- オ 観光資源を着地型ツアーにおいて活用する際の法的課題点を確認すること。
- カ 樹木医や専門家などによる樹齢調査を行うこと。

（2）樹木や古木を活用した観光客誘客やツアー造成を積極的に行っている日本国内の地域を選定し、成功事例や、ツアー内容、誘客方法及び樹木や古木を活用した特産品やグッズを調査し、適切な事例を財団及び企画提案者に共有すると共に、神津島の着地型ツアー及び将来的な特産品やグッズの開発との連携に活かすこと。また、選定する都市は2都市以上とすること。調査内容は以下の通りとする。

- ア 樹木や古木を活用した観光客誘客やツアー造成の取組事例（背景・課題・工夫点・改善点・価格帯・今後の展望等を含む）
- イ 樹木や古木を活用した観光客誘客やツアーの誘客方法、情報発信の実態
- ウ 樹木や古木を活用したツアーのターゲット
- エ 樹木や古木を活用した特産品やグッズの事例やニーズ
- オ その他、事業目的を達成するために必要な調査を実施すること。なお、調査内容に際しては

事業の目的を踏まえ、より効果的なものとする。

(3) (2) で調査した都市のうち1都市以上において、ツアーを実施している観光関連事業者や観光協会等の観光関連団体との情報、意見交換会を実施すること。

ア 情報、意見交換会には、財団、企画提案者及び協議会の構成員が参加できるようにすること。なお、財団、企画提案者及び協議会の構成員が現地に赴き実施する場合は、旅費は財団、企画提案者及び協議会の構成員が支払い、本委託費用に含めないものとする。

イ その他、他都市の調査において本事業に寄与する内容があれば実施すること。

(4) (1)、(2) 及び(3) の業務で得た情報等を分析し、神津島樹木ツアーの方向性、具体的な施策について、以下の内容を含めてとりまとめること。

ア 着地型ツアーのターゲットについて

イ ターゲットに対する効果的な情報発信方法について

ウ 島の樹木等の観光資源を活かした、旅行者の関心に沿う着地型ツアー内容について

エ 着地型ツアー造成に向けた、効果的な手法及び課題について

オ 島内で活用可能と思われる観光資源について

カ 着地型ツアーの価格帯について

キ 樹木や古木を活用した特産品やグッズ案について

ク その他、本事業に寄与する事項

### 3 有識者を招いたモニターツアーの企画・実施

(1) 2を踏まえ、島内の樹木を中心とした観光資源の価値や歴史、文化等の魅力を伝えるツアーを企画し、有識者1名を招いたモニターツアーを実施し、有識者からのアドバイスを受けること。

(2) モニターツアーの企画

以下の通りモニターツアーを実施すること。

ア 対象者：自然資源を活かした観光に精通する有識者もしくは着地型旅行商品について知見のある有識者1名。有識者は受託者が選定すること。

イ 実施時期：6月下旬～7月中旬（予定）

ウ 回数：1回以上を想定

エ 場所：神津島

オ 行程、モニターツアー内容（宿泊、交通機関及び食事等のモニターツアーを構成する要素の各種手配も含む）：島内の樹木を中心とした観光資源の価値や歴史、文化等の魅力を伝えるモニターツアーとすること。

カ コンセプト：神津島の樹木、古木の魅力が伝わるツアーコンセプトを設定すること。

キ ヒアリングの実施：モニターツアー中に有識者から着地型ツアーの内容やコンセプトについてアドバイスを受けると共に、モニターツアー終了後、有識者からモニターツアーについてフィードバックを受ける打合せを設定し、有識者の指摘を今後の着地型ツアー造成に活用できるようにすること。

ク 有識者からの指摘も参考に、次年度以降の着地型ツアーを検討すること。

(3) モニターツアーの実施にあたっては以下の事項に留意すること。

ア モニターツアーの催行に関しては、関連法令等を順守すること。

- イ モニーツアーには神津島の樹木等の観光資源に精通したガイドを1名同行させること。
- ウ モニーツアー実施の際、必要に応じて周遊マップや施設に関する資料を準備すること。
- エ 悪天候等によりモニーツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について有識者、企画提案者及び財団と協議し、各種調整を行うこと。
- オ 実施にあたっては、モニーツアー参加者を保障する損害賠償保険等に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- カ その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- キ モニーツアーの運営に伴う一切の費用は、本委託費用に含むものとする。

#### 4 PR媒体の制作・事業の広報

本事業の魅力を広くPRを行うため、また神津島の樹木、古木のブランドコンセプトを確立させ、その認知度向上と現地への誘客促進を図る足掛かりとするため、適切なプロモーション活動を実施すること。また、発信の際は、島内の樹木や古木の魅力を紹介し、情報を分かりやすく集約してすること。

##### ア 専用のウェブサイト

サイトはレスポンシブデザインで作成すること。また、サイトの内容をまとめたチラシ(A4サイズ)を作成すること。

ウェブサイトについては、神津島観光協会HP (<https://kozushima.com/>) 内にページを作成する形でもよい。

(参考ウェブサイト) 神津島神社めぐり (<https://kozushima.com/shrine/>)

作成したウェブサイトを次年度以降に財団及び企画提案者が活用できるように整えること。

##### イ その他本事業をPRする媒体

本事業の広報を実施すること。神津島観光協会が運営するSNSを利用する形でもよい。

(神津島観光協会運営のSNS)

Facebook (<https://www.facebook.com/visit.kozu/>)

X (旧 Twitter) ([https://twitter.com/kozu\\_island](https://twitter.com/kozu_island))

Instagram (<https://www.instagram.com/kozuisland/>)

#### 5 課題整理・次年度以降に向けた着地型ツアー造成

1～4を踏まえて課題整理を行い、次年度以降実施するための着地型ツアー造成及び樹木や古木を活用した特産品やグッズの提案を行うこと。提案を行う内容については以下(1)～(8)を想定している。

- (1) 着地型ツアーのターゲットについて
- (2) ターゲットに対する効果的な情報発信方法について
- (3) 島の樹木等の観光資源を活かした、旅行者の関心に沿う着地型ツアー内容について
- (4) 着地型ツアー造成に向けた、効果的な手法及び課題について
- (5) 島内で活用可能と思われる観光資源について
- (6) 着地型ツアーの価格帯について
- (7) 樹木や古木を活用した特産品やグッズ案について
- (8) その他、本事業に寄与する事項

6 「神津島樹木ツアーの開発 ～神秘の樹木と共に～」の次年度事業計画書（仮）の作成

各種検証を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

7 報告書類の提出

受託者は、1～6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

各種検証を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。以下の項目は必ず記載すること。

ア 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

イ 島内の観光資源に関する情報収集・ヒアリング・選定

ウ 他地域の情報収集

エ 他地域との情報、意見交換会

オ 着地型ツアーの方向性、具体的な施策

カ モニターツアーの企画

キ モニターツアーの実施

ク PR媒体の制作

ケ 事業の広報

コ 課題整理、

サ 着地型ツアー造成及び特産品の提案

シ 今後の課題

ス 今後の展開

セ 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	6「神津島樹木ツアーの開発 ～神秘の樹木と共に～」の次年度事業計画書（仮）の「その他」に同じ

## (2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア 現状・課題

イ 実施内容

ウ 成果

エ 課題及び今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色      ：4色カラー刷り
その他	6「神津島樹木ツアーの開発 ～神秘の樹木と共に～」の次年度事業計画書（仮）の「その他」に同じ

## 第7 納入物件

- 1 事業実施報告書 5部
- 2 事業実施報告書概要版 5部
- 3 「神津島樹木ツアーの開発 ～神秘の樹木と共に～」の次年度事業計画書 5部
- 4 1～3の電子データ（記録媒体に保存したもの） 2部
- 5 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ 2部

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 2 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 3 受託者と財団は双方協議の上、随時に打合せ等を行うことができるものとする。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 事業における収入等の取扱いについて

事業の実施に伴い、受託者が収入を得る場合や試作品等を配布する場合の取扱いについて、下記の通りとする。

- 1 事業実施中に、新たに収入が発生することとなった場合（成果物の販売開始や有償での提供など）は、事前に財団と協議した上で、精算時に実際に徴収した料金に応じて精算するものとする。
- 2 事業を通じた成果物（試作品等）を無償で配布する場合は、事前に書面によって配布先や配布物の内容、量などを財団に報告し、了承を得ること。
- 3 1による収入があった場合、また、2による無償配布があった場合は、事業終了後に事業終了後

に最終的な収入額、配布物の内容、量等をデータ等による確実な方法で財団に報告をすること。

## 第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第11 秘密の保持

受託者は、第10項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第12 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団又は企画提案者のうち主たる提案者である特定非営利活動法人神津島観光協会に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第13 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第14 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 2 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
  - (1) 本事業で実施するアンケートやモニターツアー等を通じて得たもので、回答者、参加者、及び地域の関係者等の氏名、連絡先、属性、年齢、メールアドレス及び調査回答など
  - (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
  - (3) また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）もツアー参加申込システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第10項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度

の認証

### 第15 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

### 第16 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本委託契約の履行にあたっては、財団及び企画提案者と協議のもと進めること。

### 第17 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課  
地域資源発掘型プログラム事業担当 近藤・小澤・櫻井  
東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階  
電話（直通）03-5579-2682